

大学図書館問題研究会誌 投稿規程

- 1 発行の目的
本誌は大学図書館問題研究会（以下、「本会」という。）の研究会誌であり、大学図書館に関わる調査・事例報告、研究成果等を掲載することを目的として発行する。
- 2 発行頻度
本誌は、4 月と 8 月の年 2 回の発行とする。
- 3 編集体制
本誌の編集は、常任委員会のもとに設置される編集小委員会の委員のうち、編集小委員会委員長、編集小委員会副委員長及び会誌担当（以下、「会誌編集担当」という。）が担当する。
- 4 投稿資格
本誌への投稿は、原則として本会の会員を対象とする。ただし、本会委員長が事前に認めた場合は、非会員も投稿することができる。
- 5 記事の種類
投稿原稿の種類は、(1) 論文、(2) 書評、(3) 報告、(4) 資料紹介、(5) その他本会委員長が認めたものとする。また、投稿原稿は、原則として未発表及び未投稿のものに限る。
- 6 原稿の執筆
原稿の執筆は、「大学図書館問題研究会誌執筆要領」に従うものとする。
- 7 投稿手続
著者は、会誌編集担当が定める提出期限までに原稿 1 部を会誌担当あてに電子ファイルで送付する。なお、原稿は採否にかかわらず返却しない。
- 8 原稿の形式
原稿は、本文、注、図表、参考文献等を含めた全体の分量を「論文」は 16,000 字以内、「書評」は 10,000 字以内、「報告」は 8,000 字以内、「資料紹介」は 1,600 字以内とする。「論文」には和文抄録(300 字程度)と英文抄録(120 ワード程度)、「報告」には和文抄録(300 字程度)を付ける。
- 9 投稿原稿の採否
「論文」については、査読結果に基づいて会誌編集担当が審査した後、編集小委員会委員長が決定する。「論文」以外は、会誌編集担当が審査した後、編集小委員会委員長が決定する。
- 10 著作権
本誌に掲載される記事の著作権は著者に帰属する。また、著作権に関する事項は、「大学図書館問題研究会出版物掲載記事の著作権規程」に準ずる。
- 11 著者による電子的公開
本誌に掲載される記事の電子的公開は、「大学図書館問題研究会出版物掲載記事の著者による電子的公開について」に従う。